



第5期香美市障害福祉計画

概要版

第1期香美市障害児福祉計画



第5期香美市障害福祉計画は障害者総合支援法第88条に、第1期香美市障害児福祉計画は児童福祉法第33条の20に定めるサービスの提供体制の確保に関する計画で、第3次香美市障害者計画(裏面)の実施計画に位置づけられる計画です。計画期間はともに平成30年度～32年度です。

障害者福祉計画と障害児福祉計画のサービス体系

香美市では、障害者総合支援法と児童福祉法に基づき、各種障害福祉サービスの給付や事業を実施しています。今後も、利用者のニーズの把握に努め、庁内や近隣自治体等の関係機関とも連携・情報交換を行いながら、事業を実施していきます。

香美市内の障害者施設整備状況 (平成30年4月1日現在)

土佐山田町内



凡 例		主たる対象者			
種 別		身体	知的	精神	障害児
指定相談支援事業所	●	●	●	●	●
居宅介護	○	○	○	○	○
重度訪問介護	○	○	○	○	○
同行援護	□	□	□	□	□
短期入所	★	★	★	★	★
障害者支援施設	△	△	△	△	△
生活介護	◎	◎	◎	◎	◎
就労移行支援	◇	◇	◇	◇	◇
就労継続支援A型	★	★	★	★	★
就労継続支援B型	▲	▲	▲	▲	▲
グループホーム	■	■	■	■	■
放課後等デイサービス	●				●
地域活動支援センター	○				○
障害者相談支援事業	●				●

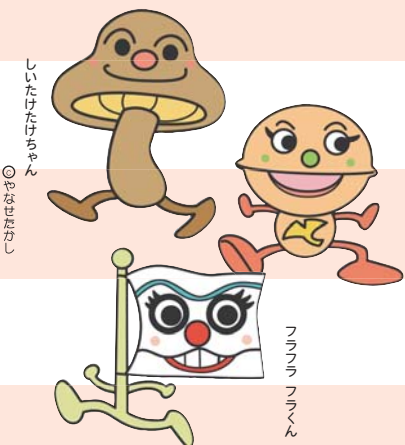
難病の方はお問い合わせください



香北町内



物部町内



障害者総合支援法

介護給付

居宅介護(ホームヘルプ)
重度訪問介護、同行援護
行動援護
重度障害者等包括支援
短期入所(ショートステイ)
療養介護、生活介護
施設入所支援

訓練等給付

自立訓練(機能訓練、生活訓練)
就労移行支援
就労継続支援(A型、B型)
共同生活援助(グループホーム)
自立生活援助
就労定着支援

相談支援事業

計画相談支援
地域移行支援
地域定着支援

自立支援医療

補装具

地域生活支援事業

障害者相談支援事業
意思疎通支援・声の広報発行
日常生活用具
地域活動支援センター事業
移動支援・日中一時支援
手話奉仕員養成講座

児童福祉法

障害児通所支援

児童発達支援
医療型児童発達支援
放課後等デイサービス
保育所等訪問支援
居宅訪問型児童発達支援

障害児相談支援

障害児相談支援

障害児入所支援(県が実施)

障害のある児童

障害のある方・難病の方

各種サービスは、利用申請の手続きが必要です。次の窓口にお問い合わせください。

香美市福祉事務所
電話 0887-53-3117

地域活動支援センター「香美」
電話 0887-53-7077



この計画は香美市公式ホームページに掲載しています。
<http://www.city.kami.lg.jp>

